

「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について

1 改正について

介護保険法(平成9年法律第123号)の改正(令和6年4月1日)に伴い、令和6年8月5日付け地厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長名で「地域包括支援センターの設置運営について」の通知が発出されました。

改正内容の主なものは以下のとおりです。

ア 地域包括支援センター運営協議会に関する新旧対照表

地域包括支援センター運営協議会の所掌事務について

新	旧
(3) 所掌事務 運営協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。 ① センターの設置等に関すること ア センターの担当する圏域の設定 イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更 ウ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施 エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定等 オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項	(3) 所掌事務 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。 ① センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること ア センターの担当する圏域の設定 イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更 ウ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施 エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定 オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

- ② センターの職員配置基準に関すること
 ア センターの職員配置基準について常勤換算方法を適用すること
 イ センターの職員配置基準について施行規則第140条の66第1号ロに定める複数のセンターの担当する区域の第1号被保険者数を合算することを適用すること(効果的な包括的支援事業等の実施のための各センターの役割分担やICTの活用を含めた情報共有・相互支援等の手法等を含む。)
 ウ センターの職員配置基準について施行規則第140条の66第1号ハに定める小規模自治体等における特例を適用すること
- ③ センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関すること
 運営協議会は、一部委託の内容が適切かどうか、次に掲げる事項等をもとにセンターの設置者に対して意見を述べるものとする。
 ア 事業所の名称及び所在地
 イ 事業の内容、期間、担当する区域並びに営業日及び営業時間
 ウ 事業を担当する職員の職種及び員数
- ④ センターの行う業務に係る方針に関すること
 運営協議会は、センターの運営方針及び総合相談支援事業の一部委託方針の内容の適切性や見直しの必要性等について、市町村に対して意見を述べるものとする。
- ⑤ センターの運営に関すること
 ア 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。
 a 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 b 前年度の事業報告書及び収支決算書
 c 前年度のセンターの運営状況に関する評価の結果
 d その他運営協議会が必要と認める書類
 イ 運営協議会は、3(1)⑤アの市町村の評価の方針に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、別に定める指標を踏まえて市町村が作成した基準に基づき、定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価するものとする。その際には、アbの事業報告書及びcの評価の結果によるほか、次に掲げる点を勘案しながら評価を行うこととする。

(新設)

(新設)

- ② センターの行う業務に係る方針に関すること
 運営協議会は、本通知3(1)により、市町村が示すこととされているセンターが行う業務に係る方針が適切かどうか、市町村に対して意見を述べるものとする。
- ③ センターの運営に関すること
 ア 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。
 a 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 b 前年度の事業報告書及び収支決算書
 c 前年度のセンターの運営状況に関する評価の結果
 d その他運営協議会が必要と認める書類
 イ 運営協議会は、3(1)④アの市町村の点検・評価の方針に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、別に定める指標を踏まえて市町村が作成した基準に基づき、定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価するものとする。その際には、アbの事業報告書及びcの評価の結果によるほか、次に掲げる点を勘案しながら点検・評価を行うこととする。

イ 職員の配置等に関する新旧対照表

(ア) 主任介護支援専門員に準ずる者について

新	旧
(1) センターの人員 センターには、包括的支援事業等を適切に実施するため、保健師その他これに準ずる者(以下「保健師等」という。)、社会福祉士その他これに準ずる者(以下「社会福祉士等」という。)及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者(以下「主任介護支援専門員等」という。)を置くこと(施行規則第140条の66第1号イ)としており、その他これに準ずる者については次のとおり取り扱うこと。 ③ 主任介護支援専門員に準ずる者について次のいずれかに該当する者とする。 ア「介護支援専門員資質向上事業の実施について」(平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知)による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者 イ センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者 ここでいう育成計画については、様式の定めはないが、次の内容を記載することとし、当該育成計画を策定した際は、市町村に報告すること。 (ア) -略- (イ) -略- (ウ) -略- (エ) -略- - 以下略 -	(1) センターの人員 センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととする(施行規則第140条の66第1号イ)。 ③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者 なお、保健師に準ずる者については、平成31年度より、上記①かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。また、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。 - 以下略 -

(イ) センターの職員の員数について

新

旧

② 複数のセンターの担当する区域の第1号被保険者数を合算する場合

運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに①に掲げる常勤の職員の員数を当該複数のセンターに置くことで、当該区域内のセンターがそれぞれ基準を満たすものとしている。なお、この場合において、それぞれのセンターには常勤の保健師等、社会福祉士等又は主任介護支援専門員等を最低2人置く必要がある(施行規則第140条の66第1号ロ)。

(新設)



介護保険法施行規則の改正

現行の配置基準は存置しつつ、市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする

注) 市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施
 - ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする(介護保険法施行規則の改正)
 - ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事(専任か否かは問わない。)した期間が通算5年以上である者」を追加(通知改正)

※ 令和7年3月長野市議会定例会において、以下の内容につき条例改正予定

- (1) 地域包括支援センター運営協議会が必要と認めるときは、置くべき専らその職務に従事する職員は、常勤換算方法によることができる。
- (2) 複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することができる。